

# 特定非営利活動法人智頭の森こそだち舎

## コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人智頭の森こそだち舎（以下「法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### (組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当
- (2) コンプライアンス委員会（但し、必要な場合にのみ設置する。）

### (コンプライアンス担当)

第4条 コンプライアンス担当は、理事長が任命する。コンプライアンス担当は、理事長に対し、随時この法人のコンプライアンスの状況について報告する。

- 2 コンプライアンス担当は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当の役割及び権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施の統括責任者
  - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
  - (3) コンプライアンス委員会の委員長

### (コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当を委員長とし、必要に応じて設置する。

- 2 コンプライアンス委員会は、理事長が任命する。
- 3 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
  - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
  - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
  - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
  - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
  - (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防

## 止策の公表

(6) その他コンプライアンス担当または理事長が指示した事項

## (コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は非定例委員会とする。

2 委員長は、必要があると認めるときはいつでも委員会を組織し招集することができる。

## (報告、連絡及び相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス担当は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨を理事長に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当を経由することができないときは、第1項にかかわらず、理事長に直接、同項の報告をすることができる。

4 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為がコンプライアンス担当または理事長によってなされている場合は、第1項及び第3項にかかわらず、当該事象に関与しないと思われる理事に直接同項の報告をすることができる。

## (懲戒等)

第8条 役職員が、コンプライアンス委員会の判断としてコンプライアンス違反行為が認められた場合、および第8条 第1項から第4項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

3 前項の懲戒処分は、コンプライアンス委員会の決定を受けて理事長がこれを行う。

## (改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

## 附則

1. 本規程は令和3年4月1日から施行する。